

道医師国保組合のお知らせ

平成28年度 保険料納額告知書を発送します

本年4月上旬に「平成28年度保険料納額告知書」を組合員の皆様に発送いたします。

平成28年度の保険料賦課額の変更は介護納付金賦課額のみで、月額 3,570円が3,690円となります。

保険料賦課額の詳細につきましては、別表の「平成28年度保険料賦課額算出等の概要」をご参照ください。

○所得割賦課額について

暫定賦課・・・4月～9月まで（平成26年中の「総所得金額」で仮算定）

確定賦課・・・10月～翌年3月まで（平成27年中の「総所得金額」で算定（確定）し、暫定賦課との差額調整を行う）→10月「保険料所得割賦課額決定通知書」を発行

(別表) 平成28年度保険料賦課額算出等の概要

(金額単位：円)

保険料の賦課額区分	第1種組合員	第2種組合員 〔医育機関医師会会員〕	第3種組合員 〔後期高齢者医療 の被保険者〕
(1) 平等割賦課額 〔第1種・2種・3種 組合員1人につき〕	(年額) 49,200 (月額) 4,100	(年額) 49,200 (月額) 4,100	(年額) 24,000 (月額) 2,000
(2) 所得割賦課額 〔第1種・2種組合員 1人につき〕	(年額) * 前年中の総所得金額 × 14/1,000(料率) * 所得割賦課限度額 (年額) 520,000	(年額) * 前年中の総所得金額 × 14/1,000(料率) + 加算額(年額) 60,000 * 所得割賦課限度額 (年額) 520,000	—
(3) 均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業員) 1人につき〕	(年額) 60,000 (月額) 5,000	(年額) 60,000 (月額) 5,000	(年額) 60,000 (月額) 5,000
(4) 後期高齢者 支援金等賦課額 〔被保険者1人につき〕	(年額) 24,000 (月額) 2,000	(年額) 24,000 (月額) 2,000	(年額) 24,000 (月額) 2,000
(5) 介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の 被保険者1人につき〕	(年額) 44,280 (月額) 3,690	(年額) 44,280 (月額) 3,690	(年額) 44,280 (月額) 3,690

※第3種組合員（75歳以上の後期高齢者）の保険料について

所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額 → 75歳になる日の属する月から賦課しない